

第四回定例会常任委員会の審査報告

土岐市PR施設の整備に着手

土岐プレミアム・アウトレット内

平成十六年第四回土岐市議会定例会が、九月一日から九月二十七日まで、二十七日間の会期で開かれました。今定例会では、平成十六年度土岐市一般会計補正予算、土岐市

総合計画審議会設置条例の改正条例、土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例改正など市長提出議案十三件、議員提出議案の行政改革特別委員会の設置、郵便局ネットワ

ーク堅持に関する意見書及び地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書二件、東海環状自動車道（仮称）土岐南インターチェンジの名称に関する決議を審議、その結果、全ての議案を原案のとおり可決・同意しました。なお、請願一件は継続審査となりました。



文教厚生常任委員会

障害者福祉計画等

策定調査についての審査

議第五十一号「平成十六年度土岐市一般会計補正予算」歳出所管部分について、「土岐市障害者福祉計画と老人保健福祉計画、介護保険事業計画のそれぞれの策定調査は、前回とどう違うのか」、「障害者福祉計画策定の調査対象者と内容について」、「質疑があり、執行部から、「前回の障害者福祉計画は平成十二年に、老人保健福祉計画と介護保険事業計画は平成十五年に策定された。今回は新たに策定するための調査で、調査項目は今後調整していく」、「障害者福祉計画は、一般の方と障害者の方とは調査内容は別になる」、「旨の答弁がありました。

また調査対象人数は、「身体障害の方が千人、知的障害の方が三百三十七人、精神障害

の方が五十六人、一般の方が五百人で合計千八百九十三人の予定。

老人保健、介護保険は合計四千三十人である」旨の答弁がありました。

議第五十二号「平成十六年度土岐市介護保険特別会計補正予算」については、「介護認定された方のサービスの利用割合について」の質疑があり、「およそ六割程度の利用」との答弁がありました。以上、



一般会計補正予算の所管部分及び介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決めました。

「審査結果」▼平成十六年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳出の部所管部分「全会一致・原案可決」▼平成十六年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第一号）「全会一致・原案可決」

建設経済常任委員会

産業観光支援事業等

についての審査

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査結果は次のとおりです。

市内施設への誘導案内看板を土岐プレミアム・アウトレットのオープンに伴い設置する事業、またマイク口波焼成設備を核融合科学研究所から下石陶磁器工業協同組合が借用し、事業を展開していく補正予算の審査をしました。

条例改正については、環境

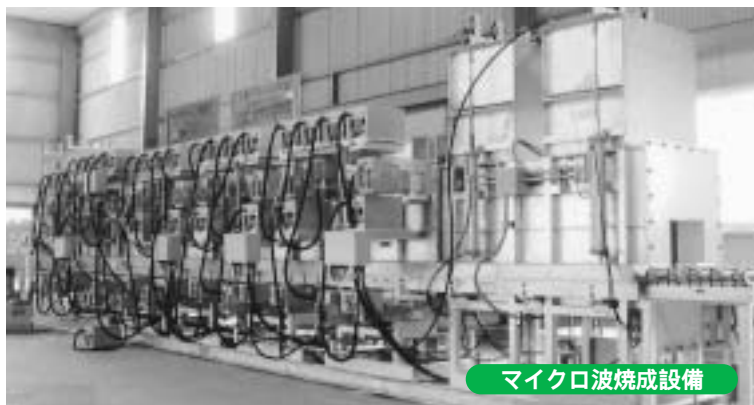
基本法、水質汚濁防止法及び下水道法等の規定により、公共下水道への排水について基準を設け、処理効率の確保のための条例改正、また公衆衛生の確保を図るため公衆浴場に対する優遇措置等、取り扱いを明確にした条例改正の審査をしました。

次に、小里川ダム completionに伴い、土岐川防災ダム一部事務組合規約の変更、東濃農業共済事務組合規約の変更について審査し、当然の変更である旨の審査結果でした。

十六請願第二号について、食べ物安全性については機会を捉えて安全の働きかけが必要である点では異論はないが、この請願項目には、国の法令までも改正等を求める部分があることなどや食品安全委員会の審議の動向などの必要性等を考え、結論の難しさなどが論議の対象となり、賛成多数で継続審査となりました。この「食品安全行政の充実を求める国への意見書

提出についての請願書」に関しては、趣旨については誰もが異論はなさそうですが、文面に理解しがたい部分の多かったことなど、請願書の内容について、もう少し時間をかけて審議したらどうかとの意見が多数でした。

「審査結果」▼平成十六年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部所管部分



マイクロ波焼成設備

「全会一致・原案可決」▼土岐市下水道条例の一部改正「全会一致・原案可決」▼土岐市水道事業給水条例の一部改正「全会一致・原案可決」▼土岐川防災ダム一部事務組合規約の変更「全会一致・原案可決」▼東濃農業共済事務組合規約の変更「全会一致・原案可決」▼食品安全行政の充実を求める国への意見書提出についての請願書「継続審査」

企画総務常任委員会

市長の給料減額に関する

条例改正等

についての審査

企画総務常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査結果は次のとおりです。

一般会計補正予算では、四九、六二四千円の追加で、歳入歳出総額を二一、二九七、九二四千円とするものです。歳入では、岐阜県市町村振興補助金四百万円、都市整備基金繰入金一、三五〇万円及び前年度繰入金三二、一二四千円の歳入追加をするもの。委

員から岐阜県市町村振興補助金の算出根拠の質疑がなされ、執行部から事業費一六百万円で、八百万円を市が補助し、その内四百万円が県から市に入る旨の答弁がありました。

次に土岐市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例については、委員を二名増やして二十二名とするもの。その理由等の質疑がなされ、これからは市民との協働が市政運営の方向であることから、公募委員とし男女一名づつを増員するもの。なお公募者は総合計画についての提案を八百字でまとめて提出いただくこと。十月一日広報ときで公募掲載をする旨の答弁がありました。

土岐市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更については質疑なし。

最終日に追加提案の土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例については、管理職職員の不祥事に関し、市長としての責任を明確にするために、市長の平成十六年十月の給料月額を百分の十減額するもの。この内容は妥当なものかとの質疑がなされ、執行部から市長は三、六ヶ月の意向を示されたが、他市の状況等から一ヶ月が適当と判断した旨の答弁があり、いずれの案件も慎重な審議の結果、全会一致で可決しました。

「審査結果」▼平成十六年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部・その他所管部分「全会一致・原案可決」▼土岐市総合計画審議会設置条例の一部改正「全会一致・原案可決」▼土岐市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正「全会一致・原案可決」▼岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更▼土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正「全会一致・原案可決」